

発注情報詳細

1 契約番号	2026000256
2 件名	川崎病院核医学PET-CT待機室改修その他工事
3 履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
4 履行期間 /履行日数	契約の日から令和9年1月29日まで
5 工事概要	<p>(1) 核医学PET-CT待機室改修工事 (2) 上記工事に伴う電気設備工事 (3) 上記工事に伴う機械設備工事</p> <p><参考>建物概要 主用途 病院 構造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 階数 地上15階 地下1階 建築面積 5,891.62㎡ 延べ面積 49,563.72㎡</p>
6 一般競争入札 参加資格	<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>
7 入札参加申込 を行う時に必 要な書類	<p>(1) 一般競争入札参加申込書（病院局所定の様式） (2) 建設業退職金共済制度加入が確認できる書類 6(3) アに該当する場合は、「不要」 6(3) イに該当する場合は、「有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」 6(3) ウに該当する場合は、「建設業退職金共済加入履行証明書」 （※過去3か月以内に証明を受けたものに限る。）</p>
8 確認通知書及 び設計図書類	<p>設計図書類の取得 本工事は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、令和8年4月3日までに確認通知書とともに、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスへ送付します。 当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和8年4月3日の午前9時から午後4時まで（ただし、午前12時から午後1時を除く。）の間に財政局資産管理部契約課（建築契</p>

	約係)に確認通知書及び電子媒体(CD-R)を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。
9 入札予定日時等	郵便入札締切日 令和8年5月11日(月)必着 開札日 令和8年5月13日(水)10時00分
10 落札候補者が提出する書類	(1) 配置予定技術者届(単体企業又は共同企業体代表者用)(病院局所定の様式) (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類 (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類 (4) 下請契約に関する誓約書(病院局所定の様式) (5) 類似工事施工等実績確認(申請)書(病院局所定の様式) (6) 配置予定技術者届(監理技術者補佐用)(病院局所定の様式) (7) 人員の配置を示す計画書(病院局所定の様式) ※ (1)～(4)、(6)～(7)は、14 契約事務担当に記載のメールアドレス宛てに送付してください。 ※ (4)～(7)は、必要な場合のみ提出してください。 ※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「専任技術者証明書」(病院局所定の様式)の提出を求め場合があります。 ※ 契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し(直近のものに限る。)の提出を求め場合があります。
11 契約手続等	次により契約を締結します。 <u>ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。</u> (1) 契約書の作成 要 (2) 契約保証金 契約金額の10%とします。 ただし、川崎市病院局会計規程第7条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。 (3) 前払金 有 中間前払金の適用については、「川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程、病院局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。
12 注意事項	(1) 「川崎市病院局入札契約に関する共通事項」及び「川崎市病院局競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 (2) 本工事は、余裕期間制度の対象案件です。 余裕期間：契約日～令和8年6月30日(発注者指定方式) 上記6(9)の記載に関わらず、余裕期間内は主任技術者又は監理技術者の配置は必要ありません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、余裕期間内に他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。 ※ 余裕期間制度については、下記を御覧ください。 URL: https://www.city.kawasaki.jp/jigyuu/category/78-34-13-0-0-0-0-0-0-0.html
13 工事担当課(積算内容の閲覧場所及び疑義申立て先)	病院局経営企画室(窓口：まちづくり局施設整備部川崎病院再編担当(川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎19階)) 電話：044(200)2975 メールアドレス：50kawabyo@city.kawasaki.jp

14 契約事務担当

財政局資産管理部契約課

窓口・郵便宛先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

電話：044（200）2100（建築契約係） FAX：044（200）9901

メールアドレス：23keiyak@city.kawasaki.jp

川崎市病院局入札契約に関する共通事項（工事・病院局・一般競争入札）

川崎市病院局競争入札参加者心得及び各案件の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定めます。

1 入札参加資格

一般競争入札参加資格については、「発注情報詳細」において明示します。

2 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 提出方法

一般競争入札参加申込書（病院局所定の様式）及び下記3の書類は、次の場所に提出してください。なお、これらの書類の郵送での提出は認めません。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

(2) 提出期間

「入札公告」の公表日から申請申込締切日まで。

（開庁時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午前12時から午後1時を除く。）

※ 共同企業体による入札参加申込については、上記によらず、「発注情報詳細」において明示する手続きによるものとします。

3 入札参加申込を行う時に必要な書類

入札参加申込を行う時に必要な書類については、「発注情報詳細」において明示します。

4 設計図書類について

設計図書類の入手方法については、「発注情報詳細」において明示します。

5 一般競争入札参加資格の喪失

「発注情報詳細」に記載している「一般競争入札参加資格」の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3の書類を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、確認通知書に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

郵便入札によります。詳細は「病院局郵便入札実施要綱」及び「請負工事に係る郵便による入札の実施について（確認通知書に添付）」を御覧ください。

また、入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に入札書（確認通知書に添付）と同封してください。

積算内訳書の様式は確認通知書と合わせてメール又は FAX にて送付します。

(2) 入札予定日時等

「発注情報詳細」において明示します。

(3) 入札書送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(4) 開札場所 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について一般競争入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「病院局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「発注情報詳細」に記載の契約事務担当に下記10の書類を遅くとも電話連絡の翌開庁日正午までに提出してください。

- (3) 類似工事施工等実績確認（申請）書等の提出 ※「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件のみ提出

入札参加資格において、「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件については、落札候補者は類似工事施工等実績確認（申請）書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「類似工事施工等実績確認（申請）書」（病院局所定の様式）と工事实績を確認できる書類を「発注情報詳細」に記載の工事担当課に提出し、確認を受けてください。工事实績を確認できる書類としては、「発注情報詳細」の「6 一般競争入札参加資格に記載の類似工事实績」の条件を満たす事項を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）・コリンズ登録データ（竣工時データ）等が必要になります。

なお、これらの書類においては、「発注情報詳細」の「6 一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

- (4) 入札の無効

- ア 川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。
 - イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合は無効となる場合があります。
 - ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。
- （設計図書の電子化実施対象案件を除く）

- (5) 設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、「発注情報詳細」に記載の「13 工事担当課」を御覧ください。

※積算疑義申立て制度の詳細については、病院局ホームページ「病院局入札情報」の「病院局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類について

- (1) 配置予定技術者届

配置予定技術者届（単体企業又は共同企業体代表者用）（病院局所定の様式）を1名分提出してください。

- (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

- ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※ 同証で雇用関係が確認できない場合、次の10（3）に記載の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

- イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（病院局所定の様式）。

- (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類

- ア 監理技術者資格者証の写し
- イ 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ウ 年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- オ その他雇用関係が確認できる書類の写し

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※ 健康保険被保険者証は令和7年12月1日をもって有効期限が終了するため、配置予定技術者届等の提出を求めた日が令和7年12月2日以降の案件については、健康保険証被保険者証では直接的かつ恒常的な雇用関係及び雇用期間を確認できなくなり、「配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類」としては認められませんので御注意ください。

(4) 共同企業体の構成員の配置予定技術者届等（※共同企業体の場合に提出）

提出は共同企業体の代表者が行ってください。

- ア 構成員の「配置予定技術者届（第1号様式その2）（病院局所定の様式）」
- イ 構成員の配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し又は建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの条件を満たす「主任技術者経歴証明書（第2号様式）（病院局所定の様式）」
- ウ 構成員の配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類
- エ 構成員の営業所における専任技術者証明書

※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合のみ提出。

(5) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等（※建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例2号」という。）の監理技術者を配置予定の場合のみ提出）

- ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届（監理技術者補佐用）（病院局所定の様式）
- イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

※ **監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。**

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類

※ 監理技術者（専任特例2号）を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 監理技術者（専任特例2号）が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

(6) 人員の配置を示す計画書（病院局所定の様式）（※必要な場合に提出）

※ 以下の全ての要件に適合する場合、専任を要する工事を兼務することができます。

①各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

②建設工事の工事現場間の距離が、同一の技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

③落札候補者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

④当該建設工事に配置予定の技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。

⑤当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

⑥本工事の受注後、作成した人員の配置を示す計画書を工事現場毎に備え置くこと。

⑦主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

⑧兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

※ 営業所に専任しなければならない営業所技術者等についても、1現場に限り、同様の措置により専任を要する技術者の兼務が可能となります。

(7) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（※必要な場合のみ提出（病院局所定の様式））

※ 一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負代金の額の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となることは、法令上認められていません。

※ 特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

※ 請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は不要です。

※ 一般競争入札参加資格において、特定建設業許可が求められている場合、請負代金及び下請契約の請負代金に関わらず、一般建設業許可をもって特定建設業許可に代えることはできません（「発注情報詳細」で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設

- 業許可でも可とする記載がある場合を除く)。また、一般競争入札参加資格において、監理技術者の配置が求められている場合、請負代金及び下請契約の請負代金に関わらず、主任技術者の配置をもって監理技術者に代えることはできません（「発注情報詳細」で「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とする記載がある場合を除く）。
- (8) 類似工事施工等実績確認（申請）書（※「類似工事施工等実績」を入札参加資格としている場合に提出）
上記9（3）のとおり。
- (9) 上記（1）から（8）の他に必要な提出書類については、「発注情報詳細」の「10 落札候補者が提出する書類」において明示します。

- ※ 本市による資格審査終了後は、原則として、上記（1）、（4）及び（5）により届け出た配置予定技術者の変更はできません。
- ※ 配置予定技術者を配置できない場合
落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

1 1 契約手続等

「発注情報詳細」を参照してください。

- ※ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、「発注情報詳細」に記載の工事担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書を提出すること。

1 2 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

- ※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

1 3 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市病院局契約規程、病院局が発注する建設工事における一般競争入札の実施に関する要綱及び川崎市病院局競争入札参加者心得等の定めるところによります。これらは、病院局ホームページ「病院局入札情報」内の「規程・約款など」等で閲覧できます。

- (3) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (4) 「病院局所定の様式」と記載のあるものは、病院局ホームページ「病院局入札情報」内の「各種様式類」から、所定の様式をダウンロードすることができます。
- (5) 週休2日制確保モデル工事の試行対象に該当するかについては、個別案件の仕様書を御確認ください。

※「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領」については、下記を御覧ください。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.html>

- (6) 参考資料として「【参考資料】積算入力データリスト」を添付している工事設計書の場合、「登録単価」は市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、工事設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものであります。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。
- (7) 公告後、契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、中止された案件については、当該案件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限り、(設計図書の電子化実施対象案件を除く。)
- (8) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。